

平成26年5月22日

平成26年度広島大学監事監査計画書

監事 生和 秀敏

監事 高橋 超

国立大学法人広島大学監事監査規則に基づき、平成26年度の国立大学法人広島大学監事監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

国立大学法人として第2期中期目標期間5年目となる平成26年度においては、国立大学改革プラン（文部科学省 平成25年11月）においてガバナンス機能強化の一環として示された監事の役割強化の趣旨を踏まえつつ、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査室及び会計監査人と連携して監事監査を行う。

2. 実施期間

(1) 業務監査

監査室と連携し、平成26年4月から平成27年3月まで年度を通して期中監査を行うほか、平成26年度終了後の平成27年6月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査

会計監査人等による会計監査を踏まえ、年度を通して期中監査を行うほか、平成26年度の会計に関し平成27年6月までに期末監査を行う。

3. 監査方法

監査は、書面監査及び実地監査により行う。書面監査は監査対象部門から提出された監査調書等によって実施し、実地監査は監査対象部門に出向き、帳票その他証拠書類等の原本確認及び現物の照合確認並びに監査対象部門の長等からの概況聴取・質疑応答等によって実施する。

(1) 業務監査

期中監査は、以下に示すほか監査室等における内部監査の報告を受けてその内容を確認する。

- ア) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議の陪席
- イ) 監事監査規則に掲げられた決裁書類（監事回付文書）の閲覧
- ウ) 学長との定期的または随時のミーティング

エ) 役員、副学長、部局長等に対する個別面談等

オ) 監査室・会計監査人等の監査への同行・立ち会い

期末監査は、平成26年度の業務全般に関し、学長等からの概況聴取を行うとともに必要に応じて担当者からの個別事情聴取及び書類等によって行う。

(2) 会計監査

会計監査は、主として会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。

4. 重点監査事項（臨時監査）

業務監査の対象事項のうち、以下の事項を平成26年度の重点事項として、臨時監査を行う。

(1) 法人の内部ガバナンスと大学運営体制

(2) 大学評価の実施状況

(3) 国立大学改革プランへの対応状況

なお、臨時監査事項については、上記の各事項に加えて必要に応じて追加することとする。

以上